

臨時役員会議事録

I 日 時 平成18年11月20日(月) 11時00分～12時10分

II 会 場 本部棟8階経営協議会室

III 出席者 岩崎学長、工藤理事、瀧田理事、泉理事、腰塚理事、吉武理事、山口理事、
谷川理事

合志監事、吉井監事、高橋副学長

IV 配付資料

第29回役員会議事録(案)-----[資料1]

総人件費の削減・抑制方策について-----[資料2]

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の改正について-----[追加資料]

V 議 事

1 前回議事録の確認について

第29回役員会議事録(案)は、異議なく了承された。

2 総人件費改革への対応等について

泉理事から、資料2に基づき、削減目標を確実に達成するための具体的方策及びその考え方を中心に説明があった。

次いで、意見交換が行われ、「地域手当の上昇幅抑制による完成年度の延伸」、「定員の流動化の確実な実施及び実員数の上限設定による充当抑制」並びに「その人件費が削減対象とはならない人材の拡大」を本学の重点的方策とし、その実施に向け全学的な合意を形成していくことが了承された。

なお、附属学校教員に係る地域手当の支給率等については、附属学校全体の運営の観点から引き続き調整を行うことが確認された。

監事からのコメントとして、吉井監事から、地域手当の完成年度の延伸案について、最終的な支給率が人事院勧告と変わらないことからその効果について質疑があり、泉理事から、地域手当の完成年度を延伸させ支給率の上昇を緩やかにすることで、事務職員を10名程度は採用できる見通しが立つ一方、削減目標を満たしながら、事務・技術職員が多数定年退職し、自然減による人件費削減が図れる時期に至っていくことにもなる旨説明があった。

更に、同監事から、重点的方策以外の平成19年度あるいは20年度以降の実施を目途に検討を進めることとして提示してある諸方策についても、早急に具体案を示してほしい旨の意見があった。

また、合志監事から、教員についても、非承継職員での採用の可能性を検討する必要があるのではないかとの意見があった。

3 法人規則の一部改正について

吉武理事から、追加資料に基づき、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部改正の趣旨及び改正案について説明があり、法人規則の一部改正が原案どおり承認された。

次回日程 12月21日(木) 14時00分～ 本部棟8階経営協議会室

以上